

後見／保佐／補助の開始申立手続に要する書類と費用(チェックリスト)

申立ての際には、以下のものが必要になります。申立書等を提出する際に、必要なものがそろっているか確認してください。

No.	名称	入手先	申立人 チェック欄
1	収入印紙(申立て手数料) 後見／保佐／補助開始 800円 保佐(補助)開始+代理権(または同意権)付与 1600円 保佐(補助)開始+代理権付与+同意権付与 2400円	郵便局	
2	郵便切手 計4000円分 500円×5枚,82円×10枚,50円×5枚,20円×10枚,10円×20枚,2円×10枚,1円×10枚	郵便局	
3	収入印紙(登記用) 2600円分	郵便局	
4	鑑定費用 現金10万円程度(必要な場合に、裁判所から連絡します。)		
5	鑑定費用の余剰金を返金する申立人名義の金融機関、口座番号等控え		
6	戸籍謄本(全部事項証明書) 本人分 1通	本籍のある市町村役場	
7	住民票又は戸籍附票 本人・後見人等候補者分 1通	住所地又は本籍のある市町村役場	
8	申立書	同封	
9	申立書付票、親族関係図、後見人等候補者身上書		
10	後見登記されていないことの証明書 本人分 1通	法務局	
11	診断書 ※同封の診断書(成年後見用)を利用してください。	病院の主治医の先生など	
12	本人の財産目録 ※後見開始又は保佐・補助開始で代理権をつける場合 (本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合には、その遺産目録も必要)	同封	
13	本人の収支予定表 ※後見開始又は保佐・補助開始で代理権をつける場合		
14	本人の健康状態がわかる資料(※A4判のコピー) 精神障害者手帳、身体障害者手帳、療養手帳、要介護度がわかるもの(介護保険認定書)		

○ 後見開始の申立ての場合以下の資料も必要です。

15	本人の財産等に関する資料 ※以下のもののうち、①については原本、その他はA4判のコピー		
	① 不動産についての資料 (遺産分割未了の相続財産分を含む) 登記事項証明書(土地・建物登記簿謄本)、固定資産税評価証明書等		
	② 預貯金、株式等についての資料 (遺産分割未了の相続財産分を含む) 預貯金通帳、残高証明書、株式の残高報告書等		
	③ 生命保険、損害保険等についての資料 生命保険証書等(本人が契約者、被保険者又は保険金受取人のいずれかになっている保険すべてについて)		
	④ 負債についての資料 (本人が相続人となっている相続財産分を含む) 金銭消費貸借契約書、返済明細書等		
	⑤ 収入についての資料 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等		
	⑥ 支出についての資料 各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃・医療費・施設費の領収書等		

○ 保佐・補助の場合

- 代理権付与を求める本人の財産に関する資料を、上の後見開始の申立ての場合を参考にそろえてください。
- 代理権の付与又は同意権の拡張を求める場合は、同意権、代理権を要する行為に関する資料(契約書等)も必要です。

○ 資料の中に「マイナンバー」が記載されているものについては、マスキング処理をした上で提出するようにしてください。